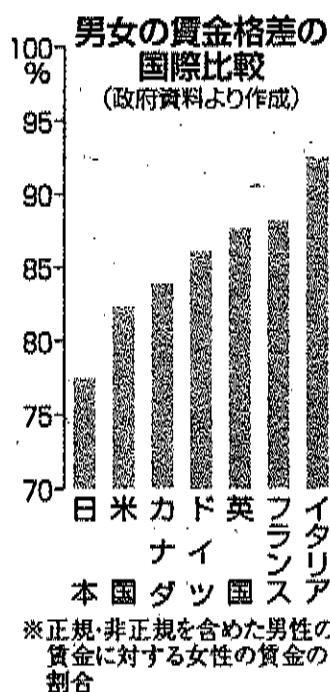


男女の賃金差開示義務

政府300人超企業、今夏にも

政府は20日、従業員300人超を雇用する企業に対し、男女の賃金差の開示を義務付ける方針を決めた。

日本の賃金は男女間の格差が他の先進国と比べて大きい。非正規従業員も含め賃金差を「見える化」する」とで、解消に向けた取り組みを促す。上場企業には有価証券報告書への記載も求められる。



※正規・非正規を含めた男性の賃金に対する女性の賃金の割合

岸田文雄首相は20日に開いた「新しい資本主義実現会議」の会合で「男女間賃金格差を解消していくため、早急に制度改正を実施する」と述べた。女性活躍推進法に基づく省令を改正し、今夏の施行を目指す。内閣官房によると、女性の賃金水準は男性に対し8割弱。背景には管理職に占める女性割合が低いことや、非正規労働者に占める女性割合が高いことが影響しているといふられる。

- ◎300人超を雇用する企業に対し、上場・非上場を問わず、男女の賃金差の開示を義務付ける
- ◎対象企業は、男性の賃金水準に対する女性の比率を会社のホームページなどで公表する
- ◎女性活躍推進法に基づく省令を改正し、今夏施行を目指す
- ◎上場企業には有価証券報告書への記載も求める

制度の詳細は今後、厚生労働省の審議会で議論する。上場企業に関しては、すでに金融商品取引法に基づき提出が義務付けられる有価証券報告書にも記載を求め、投資家が企業価値を見極める際の指標の一つに加える。女性活躍推進法に基づく省令は現在、従業員300人超の企業に対し、管理職に占める女性割合や平均勤続年数の男女差など厚労省が挙げた十数項目のうち2項目以上を公表するよう義務付けているが、どれを公表するかは企業側に委ねられている。今回は男女の賃金差を必須の公表項目として加えるよう省令を見直す。